

○開催日時 平成28年7月11日(月) 18時30分～20時00分

○開催場所 大竹市総合福祉センター サントピア大竹 1階会議室

【18時30分開会】

◆次第3. 委員および事務局紹介

委員および事務局が自己紹介した。

◆次第4. 協議事項および報告事項

(1) 相談支援事業の実施状況・相談件数について

(事務局) 資料3をご覧ください。

相談支援を利用している障害者等の人数では、障害者・障害児の実人数は125人です。身体障害14人、重症心身障害1人、知的障害41人精神障害63人、発達障害18人、高次脳機能障害1人、その他1人となっています。

支援方法では、訪問162件、来所789件、同行16件、電話1,153件、メール3件、個別ケース会議41件、関係機関25件、その他5件の合計2,194人です。

支援内容で福祉利用905件、障害理解6件、健康医療100件、不安解消651件、保育教育5件、家族人間78件、家計経済49件、生活技術96件、就労支援98件、社会参加153件、権利擁護9件、その他44件の合計2,194件です。

資料3-1の利用者数の多い順は精神障害の方、知的障害の方、身体障害の方です。

資料3-2の支援方法の多い順は電話、来所、訪問です。

資料3-3の支援内容の多い順は福祉利用、不安解消、社会参加となっています。

次に「相談支援事業における相談状況」を報告いたします。

ここ数年、当事者とそれを支える家族が高齢化し、経済的に困窮しているケースが多く、経済面も深刻ですが、高齢になった親や当事者が入所施設を必要としても、直ぐに受け入れ先が見つからない現状があります。また、独居の方でご両親は既になく、兄弟や甥・従兄弟などの親族はいても頼れない状況があり、将来に不安を抱えている方も多くおられます。「親なき後」の問題が現実化しており、最近の相談は経済的な問題が多くを占めています。障害年金、生活保護などの制度も受給要件や資産に関する課題があり、入所に関しても障害支援区分や要介護度の問題が支障となり、必要な制度やサービスを受けることが、困難な状況の相談が多くありました。

また、最近の傾向として、発達障害やパーソナリティ障害などを抱えた当事者、家族に関する相談が増えているのも、以前にはない特徴としてあります。

最後に、計画相談支援の状況ですが、福祉的就労事業所を利用する方が増えていますが、障害の一元化により、精神・知的・高次脳機能障害・発達障害などの方が一事業所に混在する状況となっています。

障害特性が異なるためのトラブルや、職員の障害理解についても十分とは言えず、様々な問題が起きている状況があります。

(委員長) ただいま、説明がありました内容について、何か質疑や意見等がありますでしょうか。

(委員) 相談件数では、精神障害のうち精神障害児が9人になっており、人数が多いように感じられました。具体的にどんな疾患があがっていますか？

それから、福祉利用・不安解消・就労支援・社会参加は具体的にはどんな相談内容ですか？特に気になったのが、不安解消の項目です。

電話の相談ではその訴えに対して相談員が聞くこととなりますが、その時間帯はどのようになっているのでしょうか？また、不安解消の相談を受けるのが、本来適切なものであるか教えてほしいです。

(事務局) 精神障害のある児童ですが、計画相談支援で放課後等児童デイサービスを利用している児童と関わっています。

それから、不安解消の相談では、気分障害の方が大半を占めています。家族の問題や日常の出来事などで電話してきます。相談の時間帯は夜間も結構あります。職員数が限られており、事業所が24時間の相談体制ではないので、夜間については緊急のみとしています。

「寂しいから」「しんどい」といった理由でも電話をかけてくることがあります。内容は家族の問題、交友関係や医療に関することが多いです。「体調が悪いのでどうしたら良いのか？」といった訴えや薬の相談も、よく電話がかかっています。その場合は、主治医に相談して状況を伝えています。

(委員) 福祉利用の相談とはどんなものですか？

(事務局) 就労継続支援A型・B型が多いです。

(委員) そういうものが福祉利用ですか？

(事務局) それだけではありません。

その他、放課後等児童デイサービスや地域活動支援センターなどあります。

(委員) 福祉利用の件数は、就労継続支援B型に通所している延べ件数だけではないのですね。

(事務局) はい、そうです。いろいろな事業所からの利用です。

(委員) 具体的に資料の数字は何を指しているのですか？

就労継続支援B型を利用した場合、10人の人が200日位の利用があれば、2,000人の人数になりますが、何の件数が上がっているのですか？

(事務局) 障害者サービスを利用したいと相談に来られた延べ人数です。

(委員) なるほど、わかりました。それでは、就労支援というのは、相談で来所や電話のあった件数ですか？

(事務局)　そうです。

(委員)　発達障害児は別の項目がありますが、精神障害のある子供さん9人についてお尋ねしたいのですが？

(事務局)　精神障害の項目にある子供さんは、おそらく発達障害をお持ちの子どもさんが含まれていると思います。他の障害は特にはないです。

(委員)　発達障害は別の項目があるので、分けるべきではないでしょうか？

(事務局)　発達障害の項目にある子どもの数は、障害者手帳の取得に至らない、発達障害の疑いがあるかもしれないと相談を含めた人数を掲載しています。精神障害の項目にある子どもの数は、障害者手帳の交付を受けた人数です。障害者手帳の所持によって一定の判断をしています。

(委員)　わかりました。精神障害の項目では、精神保健福祉手帳を所持されている発達障害のある子どもということですね。

それでは、知的障害に場合では知的障害の疑いのある方や知的能力が低く見える方はこの表の中では、どこに分類されますか？その他の項目ですか？

(事務局)　知的障害の項目では、療育手帳を取得された方の相談件数を記載しています。知的障害の疑い等についてはその他の項目で件数を出しています。

(委員)　わかりました。ありがとうございました。

先ほどの不安解消の項目では、夜間に相談者から電話があった場合の対応は、各々の相談機関で考えがあると思います。

私のところでは夜間の電話対応は、基本的に受けないことにしています。とにかく待ってもらうことによって、相談者に機関の枠組みがあることを知ってもらうことが、その人のためになると思うからです。

依存的な人が多い中で、時間に制限なく受け入れていると相談者の依存の状態を悪化させていることがあるため、どのように対応されていますか？

(事務局)　「家族が入院した」との理由で夜間に電話をかけてくる人もいますが、特に急ぎのようでない場合は、日中の開所時間に電話してもらうようにお伝えしています。以前より夜間対応件数は減っています。

(委員)　ありがとうございました。

(委員長)　他にございませんか？それでは、次に(2)各部会活動の報告について事務局から説明をお願いします。

(事務局)　資料4をご覧ください。

6月24日(金)代表者会議を開催し、各部会より下記のとおり活動報告がありました。

①就労部会

- ・奇数月の第2木曜日に部会を開催。
- ・障害者の就労の現状など情報交換とケース検討などを行っている。
- ・27年度は就労部会に参加している関係機関の障害者支援に関する事務手続きや事業について学習会を行なった。
- ・今年度も関係機関が行っている就労支援・障害者支援について学習会を開催する。また、就労継続支援A型やB型の施設見学を実施予定。

②精神保健福祉部会

- ・偶数月第3金曜日に部会を開催。
- ・各関係機関の事業紹介、研修についての情報提供を行っている。
- ・ケース検討を行い、関係機関と情報共有をしている。
昨年度から、部会相談受付票を作って使用している。

③地域生活部会

- ・毎月第3金曜日に部会を開催している。
- ・現在は地域生活支援拠点について話し合いをしている。
資料6-2については、のちに説明を行う。

大竹市には障害者専用の短期入所施設がなく、高齢者施設の一室を使用することがあるが、高齢者と障害者が一緒に過ごすため、短期入所利用がしづらいなど保護者の意見があった。

6月17日に美和福祉会から就労Bについて紹介があった。

④発達障害部会

- ・毎月第1金曜日に開催。主として情報交換。
- ・4月2日の世界自閉症啓発デーの期間中に、昨年同様、大竹市役所玄関前にてブルーライトアップを行った。また、今年度は初めて子育てと発達障害を考える会「ハートとハート」主催、ハローの仲間、Oh!バンブー倶楽部共催で大竹駅前ひろばにてブルーライト点灯式を行った。他、大竹市立図書館では発達障害のパネル展示を行った。

⑤事業所部会

- ・偶数月第4火曜日に開催。
- ・大竹市にできた放課後等児童デイサービス事業所見学や、美和福祉会の陽の出園から就労Bについて紹介があった。
- ・6月は日常生活用具給付事業・補装具費の支給・緊急連絡システムについて学習した。

⑥身体障害者部会

(部会は現在休止中のため身体障害者福祉協会から報告)

- ・今年2月に大竹駅のエレベーター設置についてJRに要望した。
- ・障害者差別解消法はできたが、その対応ができていないので、協議会を立ち上げてほしいと福祉課に要望した。

以上で、部会活動の報告を終わらせていただきます。

(委員長) なにか意見はございませんか？

ないようですので、つづきまして、(3) 障害者差別解消支援地域協議会(仮称)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 障害者差別解消支援地域協議会について、説明させていただきます。資料5-1をご覧ください。前回の自立支援協議会で説明させていただいた際、最後に触れていた「障害者差別解消支援地域協議会」の設置について、自立支援協議会の委員で兼任していただ

けないか、という話を出していました。

この協議会は、広島県と広島市には既に設置されていますが、県内の他の市町にはまだ設置されていません。先日、身体障害者福祉協会から、設置してほしいという要望をいただいています。では、「設置の手引き」の説明をさせていただきます。

まず、障害者差別解消支援地域協議会はなぜ必要か？

障害者にとって身近な地域において主体的な取組みがあることが重要です。

○行政機関の相談窓口障害者差別に関する相談などを行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。

○相談などを受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

地域協議会を組織するメリットは、

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の事務負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR

次に、地域協議会は何をするのか？

- (1) 複数の機関などによって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関などが対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組みの共有・分析
- (5) 構成機関などにおける斡旋・調整などの様々な取組みによる紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

続いて、協議会のメンバーですが、資料 5-1 の下に、国の示している構成メンバーの案が出ています。自立支援協議会のメンバーとそれほど違いはないようですが、この自立支援協議会に入っていない職種が弁護士・司法書士・行政書士などとなっています。今のところ、他の市町の動向を見させていただいています。

それから、この表の中にはないのですが、「地域協議会に期待したいこと」というのがあります。

○差別解消が、既存の相談窓口・紛争解決窓口を活用するために、大量のバラつきが生じないように、情報の共有が必要である。

○障害のある人の差別解消や権利擁護に関する重点的な取組みを推進すること。例として挙げられているのが、グループホームを設置する際に地域住民の反対がある場合、それをなくそうということ。ヒアリングなどを通じて、企業団体の取組みを収集し、公表する。見逃せない差別の解決に取り組む、ということです。

最後に、差別解消法に違反しても、基本的には罰則規定はありません。協議会から何かを強制されることもありません。積極的に事例検討をして、今後の対応に備える、という協議会になると思います。

他の市町がどのようにしていくかを見ながら、もう少し時間をかけて進めていきたいと考えています。以上で説明を終わります。

(委員長) ただいま、説明がありました内容について、何か質疑や意見等がありますでしょうか。

(委員) 障害者本人を委員にいて、当事者の声を聴きながら進めてほしいと思います。それから、市議会議員として、ということではないですが、市議会議員のなかで、こういうことにかかわっている方にメンバーとして入ってもらうことができれば、皆の考えがわかっていただけではないかと思います。

(事務局) 参考にさせていただきます。

(委員長) 他に、質問はありませんか？

ないようですので、(4) 地域生活支援拠点の整備について事務局から説明をお願いします。

(事務局) では、資料 6-1 をご覧ください。前回説明させていただいて、宿題をいただいていたのですが、また、簡単に説明させていただきます。

資料の中の 5 ページに地域生活支援拠点に求められる 5 つの機能について出ています。相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり。これらが、平成 29 年度末までに整備しなければならない地域生活支援拠点の機能です。

次のページには、地域生活支援拠点の 3 つのスタイルが示されています。多機能拠点整備型には、グループホーム併設型と単独型、そして面的整備型があります。多機能拠点整備型については、ひとつ大きな拠点を設けて、そこで 5 つの機能を集約していくものです。面的整備型については、現存する社会資源をもとに、地域において連携によって機能を分担して担うものです。

前回の説明の後、市の方でも検討してまいりました。現実的な話として、今、市にあるものを振り返ってみた時、これから拠点となる大きなものを作るには、市内に大きな法人もない中で、先ほどの 5 つの機能を満たすような事業所が見当たらない現状です。それなら、圏域ということで、廿日市市と協議してはどうか、ということになり、今まで 3 回ほど廿日市市の担当者とお話をする機会をもちました。大竹市としては、社会資源に乏しい現実を踏まえて、廿日市市と一緒に拠点整備をしていくことが今の状況にふさわしいのではないかという考えをお話しして、廿日市市の状況を確認している段階です。廿日市市の都合もありますが、大竹市の今の状況の中では、廿日市市と連携することがよい方向かと考えます。ただ、地域生活部会からの報告がありますので、お聞きいただいて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

(事務局) では、資料 6-2 をごらんください。地域生活部会の報告をさせていただきます。

地域生活部会では、大竹市の第 4 期障害福祉計画（平成 27～29 年度）の中の重点取り組みとして「地域生活支援拠点」が挙げられていることを受けて、当事者のニーズを聞き取りながら、大竹市で居住支援のサービスを受けられるようにするための具体的な案を模索することを課題として話し合っています。

現在、障害者が大竹で自立して生活することを望んでも、大竹市内には知的・身体・発達障害児者の支援を対象とした入所施設、グループホーム、短期入所などの社会資源はありません。やむなく障害者は市外・県外で受け入れ可能な事業所を探し求めています。他地域でも居住支援は慢性的に不足しており、いつまでもと知れない空き待ちが

実状です。

大竹市は「地域生活支援拠点」の整備は障害福祉圏域（廿日市市・大竹市）も視野に入れて検討していると聞いています。しかし、障害者の実際の生活圏は大竹市です。これまで圏域である廿日市市で日中活動の福祉サービスを受けたいと希望しても、地元優先、定員に達しているなどの理由で受け入れられなかった経緯があります。また、健常者だけなら容易であっても、障害者や介助者（主に家族、高齢者であれば尚の事）にとって遠方への移動は、心理的にも身体的にも大変な負担です。

地域生活支援拠点は、地域の特性にあわせて大竹市内で面的整備されることが障害者の悲願です。

障害があっても、本人や家族が大竹市で安心して社会生活を営むには、現在の生活を充実させることに加えて、緊急時の対策も必要です。また、将来の生活においても地域の社会資源を組み合わせ設計し、利用できるように、大竹市内において面で整備されることを望んでいます。

以上が、地域生活部会の報告です。

（委員長） ただいまの内容について、何か質疑や意見等がありますでしょうか。

（委員） 大竹市と社協がいろいろ検討されているようですが、どの程度話が進んでいるのか、お聞かせください。

それから、先ほど出ました「当事者の声」というところですが、担当者の頭の中で考えただけで進めても困る。

（委員） 先日、コミュニティの総会があったとき、市長さんが来られて「大竹市が新しいものを作るのは難しいかもしれない。よそから施設を呼ぶかもわからないけれど、絵に描いた餅じゃありません。」と言われました。その言葉をしっかりと受け止めて、帰って息子達に「市長さんがそのように言われたから、みんなで頑張って、大竹で生活したいことを訴えていこうね。」と言いました。

私たちの仲間で、5月に母親が亡くなり、その2年前に父親が亡くなっていて、今、男の子ひとりで頑張っているケースがあります。他にも、親が歳をとったり、病気になったり、私自身も「これからうちの息子はどうなるのかな」と思いながら、生活しているところです。廿日市市と共同でするのもいいですけど、大竹には何もありませんから、いろいろ知恵を絞らだして考えてください。“何も資源がないから廿日市の意見を聴いてから”というのは、とても悲しいです。

（委員） 私は基本的には現実的に考えます。もし廿日市と一緒にやる場合は、例えばグループホーム併設型というのが1カ所あるだけでは、何ら役に立たないだろうし、面的整備と並行する、という形になりうるでしょう。グループホームは複数の場所で作る可能性があるのですが、そうすると、単独型プラスどこかにグループホームとか、もしくは面的整備の中でグループホームといった形になると思います。

廿日市は現在どんなふうに進んでいるのか？と思います。例えば、大竹市にグループホームを作る。また、相談窓口をどこかに作るという可能性はあるだろうと思うので、そういうところを含めて、金額がどのくらい違うのか、同じ機能を全部用意する時にグ

ループホーム併設型の場合・単独型の場合など具体的な数字があれば考えやすいかと思いますが、そういったものがありますか？

(事務局) 順番どおりではないのですが、今の質問から回答させていただきます。金額について、今、数字は持っていません。

先日、廿日市で内閣府からの講師を招いた会議にお呼びいただいて、話を聴いてきました。全国的に、面的整備の市町が多いようで、7～8割はそうであろうという見通しでした。今の時点で建物を作って29年度末までに完成させるというのは、現実的な話ではない、ということはあるようです。面の整備ということで、「まずは基本的に相談窓口を一局集中に作り、それを他の施設でカバーするという体制を作ることが、この拠点整備の大切なところ」という考えです。振り分けをするコーディネーター的な部署を確立することが大切ということを講師の方はおっしゃっています。それができたら、グループホームや相談事業所などを活用して、漏れのないようにフォローしていくことです。

面的整備だから作らないというわけではなく、現時点で29年度までに大竹だけで確立することは現実的ではありません。じゃあ29年度まで何もしなくていいかということ、そういうわけではないと思います。本人たちが利用していくのに一番いい方法を考えた時に、廿日市市の方が資源をたくさん持っているし、サービスにおいて昔のように市域というものがあるわけではなく、本人と業者の契約で廿日市の業者を利用できます。地域で暮らしたいという気持ちはわかりますが、何かあった時の受け皿を作っておかなければいけないので、面的整備を考えています。別に大竹市が何もしないとか方向転換しないというわけではなく、現実的に考えた時、今できることは、廿日市市と一緒に面的整備をして、市域という考えをなくして、全体で運用できるようにすることかと思っています。これは、大竹市内に業者を呼ばないと考えているわけではありません。直近で何ができるかを考えての事です。金額的なところの比較も持っていません。

(事務局) では続きまして社協との協議についての質問にお答えします。今は、社協の担当職員と市の担当職員が出て話し合いをしていこうとしているところです。年度内には方向性を出したいと思って協議を予定しています。

また、拠点整備については、国の方から29年度末までに整備するよにということでは始まったことですが、いずれにしてもこれがゴールではありません。拠点整備については、今後も話が進んでいくものですので、先ほど、廿日市市と面的整備という話をさせていただきましたが、今後、大竹市内に施設を建てないとか、他の業者を呼んで施設整備をすることをしないとかがいうことではないので、その点誤解のないようにしていただきたいと思います。

(委員) 今言われたことでわかりました。

(委員長) その他に何か質問などございませんか？

意見等ないようですので、つづきまして、次第5のその他・情報交換に入ります。委員の皆さまからの報告事項・情報等がございましたらご発言をお願いします。

(事務局) 今日は、放課後等デイサービス事業所のパンフレットをお配りしています。現在、以

前からある施設については、ある程度利用者がおられるのですが、最近、ふたつの事業所が開設されました。

現在、ひとつは利用者2名、もうひとつは利用予約が1名で実際にはまだ利用者なしという状況です。もし、皆さんの中にそういった相談があれば、ご紹介いただければ、と思っています。よろしくお願いいたします。

(委員) 紹介以前の話でしょうけれど、放課後等デイサービスが何の目的でされているのかというのは、根拠のあるところだと思います。ただ、各事業所が具体的にどんなことをしているのかということです。今はだいぶ改善されているという印象はありますが、当初はほとんど預かりだけという状況だったので、それなら無用であろうというふうに私は考えています。ただの居場所であれば、家でもいいし公民館みたいなところでもいいわけです。コスト面でも安く済む。毎日利用したら何十万円も市の予算が浮くことになります。よほどしっかりした内容のものでなければ意味がないと思っていますので、内容をどれくらい把握しているのか、というところです。

それと、送迎の目的は何だろうか？と思っています。病院でしたら、親御さんが主体で連れて来られます。デイサービスについてはほとんどが送迎利用ということで、親のモチベーションが下がってくるのではないかと心配しています。まかせておけばいいということになるので…。学校に迎えに行ってくれて家まで送ってくれるのだから、子供が家にいない時間が増えて楽です。それは親のレスパイトであって、本人の能力を伸ばすためのものになっているかどうかの問題だと思います。そのあたりいかがでしょうか？

(事務局) 確かに今ご指摘のありましたようにレスパイトの面はあると思います。最近開所した一事業所は、演劇をやったり目的を持ってやられているようです。実際、お母さん方が仕事をされているということで、レスパイト的な意味が大きいということがあります。児童係の方から説明をしていただきます。

(事務局) 実際、レスパイト的な機能は大きいと思いますが、それぞれの事業所では個別計画をたてて、個別に支援する姿勢で対応しています。オープンしたてということもあって、利用者の獲得が難しいという現状です。お子さんを預けたいという方もおられますし、送迎が負担になる保護者の方もいらっしゃいます。学校からそのまま児童デイサービス施設に連れて行ってもらえることで仕事を継続できるという効果もあります。

(委員) “預けたい”ということは、親が子供を“任せたい”という思いが強いということだと思います。高校卒業時などの一定の年齢までは親が主体になってやっていくことが必要であって、主体性を落としていることが気になります。

今、学校でも特別支援教育という取り組みをされていて、それでは足りないのかどうか？また、頻度としてもどのくらいの頻度が必要なのか？そして、実際ニーズとしてどのようなお子さんが対象になるのか？…誰でもいいというのではなく、例えば発達障害の中でもどんなタイプのお子さんに利用してほしいか？とか適用という点ではどうなのか？といったことです。

(事務局) 確かにおっしゃるとおりだと思います。家族の負担を軽減するという要素もあると思

いますが、業者のレベルにも差があるようです。廿日市市のある事業所は、発達障害児の支援を専門的にやっているし、一方、他の事業所で、ただ預かっているだけというところもあります。事業としては、条件をクリアすれば営業できることになっていますので、モチベーションという面で差が出てきていると思います。

別の研修で聞いたことですが、「障害を持つ子を預けてでも働いて欲しい」ということは国の方針でもあるようです。働く親を支援するという方向に向かっているということです。

(委員) 土曜日曜についてはデイサービスもいい、と思うのですが、平日の放課後、例えば4時から6時までの2時間くらいであれば、よほどの内容でないと意味がない。昔であれば普通に地域で過ごしていたわけですが、今は地域力が落ちているから必要になっているということです。地域の力を高める・子ども達の過ごせるような地域の環境を整えるというのが大切だと思います。ただ、よほど特殊な状態の子ども適用というのであれば、平日の放課後でも意味はありますが、その場合は内容面、頻度や時間など、もっと検討したものが欲しいと考えます。

(委員長) 他には、何かご意見・質問はありませんか？

(事務局) では、平成28年度広島県立広島西特別支援学校学校説明会及び公開講演会、病弱・虚弱特別支援学級連絡会議のお知らせをします。
7月25日・8月24日・8月29日と講演会が3回ほどあります。時間がとれるようでしたら、ご出席の方、よろしく願いいたします。

(委員長) 一応意見は出たと思いますが、最後に私の方からひとこと述べさせていただきたいと思います。

今、高齢者や認知症の方については、施設はあちこちにあるし、また、できつつあります。障害者については、たぶん経済的な面で成り立ちにくいということがあるのではないかと思います。施設がなかなかできないというのが現状だろうと思います。難しいとは思いますが、行政の方も、前向きに考えていただけたら、と思っています。

(事務局) ありがとうございます。大竹市には障害者の施設がないというのが現実でございます。ここ30年間どんどん施設ができていく中で、なぜ大竹市はこのような状況のまままで来たんだろうか？というのが、私が4月にここに異動してきてからの最初の疑問でございました。ある意味、それでなんとかなってきたという面もあるんですが、ここに来て、やはり本当に現実的に、もう“待った”がかからない状況で、市としてもなんとか要望にお応えしたいと思っております。

私を含め、障害者福祉を担当する者として「ああ、そうだったのか」と思ったことは、市長が自ら「これは絵に描いた餅ではないのですよ」とおっしゃったということで、これは私どもにとりましては何よりの励みであり、後押しでございます。

廿日市圏域の話もでてまいりましたが、大竹市におきまして総合的な障害者支援の何かを作りたいというのは、皆様と同様の思いであり、携わっている者として、現実を一番身近に感じている者としての私たちの一番の願いでございます。その中で、この

会をこれからご検討の場としていただき、より良い、より多くのご意見をいただきまして、近い時期に、大竹市に、皆様に喜んでいただける物ができることを、共にご支援いただきたいと思います。

また、先ほどのご意見の中に、社協との協議がどのあたりまで進んでいるのか、というのがありました。

実は、グループホームというものは、住まいだけを経営していただくところがあればよろしいのですが、なかなかこれだけでは、実質的に経営が成り立っていきません。多くのところは、これに日中の居場所をつけて、経営しているというのが現実です。そのあたり、大竹市がいま一歩進めない最大の難所となっています。そのへんをなんとかクリアしながら、近い将来、皆様方と共に、私どもも喜ぶことができる第1歩を歩みたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

(委員長) どうもありがとうございました。

(委員) もう1つ、質問していいですか？障害だけでなく病気も持っている場合、ショートステイは、西医療センターだけですか？うちの息子なんですけど、カニューレ使用で夜寝る時呼吸器をつけているんですが、ショートステイを利用したい時、どこにどういうふうに申し込んだらいいのか、うちの子の場合は近くの特養でショートステイできる契約になっているんですが、そこでは呼吸器の機械がないので難しいですね。

(事務局) 現状では、市内には西医療センターしかありません。医療機関しかできないので、他の市町は把握してないですが、重度心身障害者施設という所しか対応できないと思います。

(委員) それと、緊急時避難する時、避難所に機械がないのに避難しても意味がないです。

(事務局) それについても、福祉避難所では医療面の対応ができないので、医療機器の必要な人については、西医療センターしかない現状です。

(委員長) 他にはありませんか？

では時間も来ましたので、以上をもちまして平成28年度第1回大竹市地域自立支援協議会を終了いたします。皆さま、ご協力ありがとうございました。

【閉会 20時00分】